

令和8年6月定例会  
(2026年)

議案書②

5月26日提出

【その他】

市議案第45号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和8年（2026年）5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
豊中市立学校学習者用及び教職員用タブレット端末一式	2,881,360,350 円	株式会社内田洋行 大 阪 支 店

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第3条の規定により提案するものである。

市議案第46号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和8年（2026年）5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
ICT 基盤再整備に係る小 中学校用通信機器等一式	40,295,970 円	株式会社内田洋行 大 阪 支 店

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第3条の規定により提案するものである。

市議案第47号

道路舗装改修工事による生垣損傷事故に係る損害賠償の額を定める  
ことについて

次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

令和8年（2026年）5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1	事故名	道路舗装改修工事による生垣損傷事故（物損）
2	事故発生日	令和7年5月14日
3	事故発生場所	豊中市曾根東町
4	被害者	個人
5	事故の内容	別紙のとおり
6	損害賠償額	市から被害者に対する損害賠償の額を 総額2,552,000円と定める。

（提案理由）

豊中市曾根東町で発生した事故について、被害者と豊中市で損害賠償に関する交渉を行った結果、賠償金を支払う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものである。

(別紙)

## 事 故 の 内 容

1 事故発生日 令和7年5月14日

2 事故発生場所 豊中市曾根東町

3 事故当事者

(1) 被害者

個人

(2) 豊中市

担当課 都市基盤部維持修繕課

4 事故の内容と経過

上記発生場所において、道路舗装改修工事を実施していたところ、工事車両の排熱が被害者宅の生垣に吹きかかり、延長約13.5mにわたってその影響範囲の枝葉が全て枯死する被害が発生した。

本件事故後、示談交渉を重ねた結果、枯死した枝葉の復元が困難であり、全て植替えが必要と判断されたことから、植え替え費用に加え、植栽が成長するまでの間、目隠し機能を代替するためのフェンス設置費用を過失割合100%として算定した工事費用総額2,552,000円を損害賠償することで、今回の合意に至ったものである。

なお、賠償金は道路賠償責任保険にて支払う予定である。

市議案第48号

下水道事故に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

令和8年（2026年）5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事故名    | 下水道事故（物損）                              |
| 2 | 事故発生日  | 令和8年2月18日                              |
| 3 | 事故発生場所 | 豊中市西緑丘                                 |
| 4 | 被害者    | 個人                                     |
| 5 | 事故の内容  | 別紙のとおり                                 |
| 6 | 損害賠償額  | 市から被害者に対する損害賠償の額を<br>総額2,995,279円と定める。 |

（提案理由）

豊中市西緑丘で発生した事故について、被害者と豊中市で損害賠償に関する交渉を行った結果、賠償金を支払う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものである。

(別紙)

## 事 故 の 内 容

- 1 事故発生日 令和8年2月18日
- 2 事故発生場所 豊中市西緑丘
- 3 事故当事者
  - (1) 被害者  
個人
  - (2) 豊中市  
担当課 上下水道局技術部下水道管理課

### 4 事故の内容と経過

上記発生場所において、汚水マンホール内の内副管が脱落し、汚水本管を塞いだことにより、被害者宅敷地内の公共汚水ます及び排水設備へ汚水が逆流し、建物及び家財を汚損する被害が発生した。

本件事故後、示談交渉を重ねた結果、汚損した建物を現状復旧するための特殊清掃費、床・壁等の撤去及び復旧工事費に加え、汚損した家財の損害費用を過失割合100%として算定した総額2,995,279円を損害賠償することで、今回の合意に至ったものである。

なお、賠償金は下水道賠償責任保険にて支払う予定である。